建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

一　発注者から直接請け負う建設工事につき、特定建設業の許可を受けなければ締結し得ない下請契約の代金の額の下限を、建築一式工事にあっては四千五百万円から六千万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては三千万円から四千万円に、それぞれ引き上げることとすること。（第二条関係）

二　発注者から直接請け負う建設工事につき、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない下請契約の額の下限を、建築一式工事にあっては四千五百万円から六千万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては三千万円から四千万円に、それぞれ引き上げることとすること。（第七条の四関係）

三　工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない公共性のある工作物に関する重要な工事一件の請負代金の額の下限を、建築一式工事にあっては五千万円から七千万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては二千五百万円から三千五万円に、それぞれ引き上げることとすること。（第二十七条第一項関係）